

改正案	現行
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ（略） ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの （一）・（二）（略） （三） 次の1及び2に該当するもの（フィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。） 1（略） 2 一九度以上二二度以下の温度範囲において、次の一及び二の特性を二二時間維持することができるもの 一（略） 二 ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係） 第一条 輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 十六（略）</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ（略） ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの （一）・（二）（略） （三） 次の1及び2に該当するもの（フィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。） 1（略） 2 一九度以上二二度以下の温度範囲及び八〇、〇〇〇パスカル以上二二〇、〇〇〇パスカル以下の気圧範囲において、次の一及び二の特性を二二時間維持することができるもの 一（略） 二 ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六</p>

一七)で定める測定方法により測定し、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.0005$ を乗じて得た数値に 0.2 を加えた数値以下のもの

八・二 (略)

十八・十九 (略)

二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。
若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

イ 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)に基

づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)に基
C六〇〇七九 〇号(爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 第〇部:一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用
具 第〇部:一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用
のものを除く。)

ロ (略)

二十一~三十五 (略)

三十六 ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ~ハ (略)

二二四〇ナノメートル超三六〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザー発振器であつて、パルスを発振するように設計したもののうち、次の
(一)及び(二)に該当するもの

一七)で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さ $\times 0.0005$ を乗じて得た数値に 0.2 を加えた数値以下のもの

八・二 (略)

十八・十九 (略)

二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。
若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

イ 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)に基
C〇九三〇号(電気機器の防爆構造総則)で定める防爆構造のもの(塗装用のものを除く。)

ロ (略)

二十一~三十五 (略)

三十六 ガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ~ハ (略)

二二四〇ナノメートル超三六〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザー発振器であつて、パルスを発振するように設計したもののうち、次の
(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) (略)

ホチ (略)

三十七～六十 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二 (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ・ロ (略)

ハ 固体ロケット用のモータケースであつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ニ・ホ (略)

ヘ 固体ロケット用のモータケースのノズルであつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

トトリ (略)

又 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における標準大気状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの(本邦の政府機関が民間

(一)・(二) (略)

ホチ (略)

三十七～六十 (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二 (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ・ロ (略)

ハ 固体ロケット用のモータケースであつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ニ・ホ (略)

ヘ 固体ロケット用のモータケースのノズルであつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

トトリ (略)

(新設)

航空機に使用することを認定したものを除く。()又はその部分品

四〇七 (略)

八 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品(次号から第十号の二までのいずれかに該当するものを除く。)

イ〜ニ (略)

ホ ヒドラジンニトロホルメート

ヘ ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン

九〇十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ (略)

一八〇二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

四〇七 (略)

八 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品(次号から第十号の二までのいずれかに該当するものを除く。)

イ〜ニ (略)

(新設)

(新設)

九〇十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ (略)

一八〇二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ (略)

八 燃烧試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

二 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）・（二）（略）

ホ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によつて電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

八 燃烧試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケット）に使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

二 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケット）に使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）・（二）（略）

ホ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によつて電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケット）に使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

二十五の二 (略)

二十六 電波、音波(超音波を含む。)若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。)の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、パイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機若しくは第二号に該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置

二十七 (略)

第四条 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ〜へ (略)

三 (略)

きるものに限る。)

二十五の二 (略)

二十六 電波、音波(超音波を含む。)若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。)の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、パイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機、第二号イに該当する貨物若しくは同号ロに該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置

二十七 (略)

第四条 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するものを除く。)

イ〜へ (略)

三 (略)

四 数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であつて、選択的に材料を除去することにより非球形な光学的表面に加工することができるもののうち、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 輪郭制御をすることができる軸数が四以上のもの

ニ 次のいずれかの方法を用いるもの

(一)～(三) (略)

(四) 膨張膜研磨法

(五) 流体ジェット研磨法

五～八 (略)

九 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。

)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ (略)

ロ 日本工業規格C六〇〇七九〇号で定める防爆構造のもの(塗装用のものを除く。)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
イ (略)

四 数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であつて、非球形な光学的表面に加工することができるもののうち、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの

ニ 次のいずれかの方法を用いるもの

(一)～(三) (略)

(新設)

(新設)

五～八 (略)

九 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。

)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター

イ (略)

ロ 日本工業規格C〇九三〇号で定める防爆構造のもの

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの
イ (略)

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムの電氣的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（八から千までのいずれか若しくはルに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

(一)～(三) (略)
ハル (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ二 (略)
ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のもの

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、プログラムの電氣的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリーを含む。）、スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路（八から千までのいずれか若しくはルに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）又はFFTプロセッサであつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

(一)～(三) (略)
ハル (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ二 (略)
ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除

を除く。

(一)～(六) (略)

へチ (略)

リ ハーモニックミクス又はコンバータであつて、無線周波数分析器、周波数シンセサイザーを用いた信号発生器、ネットワークアナライザー又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計されており、これらの装置の周波数帯域が第十二号イ若しくはロ、第十三号イ若しくはロ、第十四号又は第十五号イのいずれかに該当するように設計したもの

又 (略)

三 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)又はその部分品

イ 表面弾性波又は疑似表面弾性波を利用するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 搬送周波数が六ギガヘルツを超えるもの

(二) 搬送周波数が一ギガヘルツ超六ギガヘルツ以下のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1～4 (略)

(三) 搬送周波数が一ギガヘルツ以下のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 サイドロープに対するメインロープの電力の比が五五デシベルを超えるものであつて、帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ バルク弾性波を利用するものであつて、二・五ギガヘル

く。

(一)～(六) (略)

へチ (略)

リ ミクス又はコンバータであつて、周波数分析器、ネットワークアナライザー又はマイクロ波用試験受信機に使用することによつて、これらの装置を第十二号イ若しくはロ、第十四号又は第十五号イのいずれかに該当するように設計したもの

又 (略)

三 弾性波若しくは音響光学効果を利用する信号処理装置であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)又はその部分品

イ 表面弾性波又は疑似表面弾性波を利用するものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 搬送周波数が二・五ギガヘルツを超えるもの

(二) 搬送周波数が一ギガヘルツ超二・五ギガヘルツ以下のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1～4 (略)

(三) 搬送周波数が一ギガヘルツ以下のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 サイドロープに対するメインロープの電力の比が五五デシベルを超えるものであつて、帯域幅が五〇メガヘルツを超えるもの

ロ バルク弾性波を利用するものであつて、一ギガヘルツを

ツを超える周波数で信号の直接処理ができるもの
八 (略)

四〇十五 (略)

十六 原子周波数標準器であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ ルビジウムを用いていないものであつて、三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

ロ 宇宙用に設計したものの

ハ 宇宙用に設計していないものであつて、次の(一)から

(三)までのすべてに該当するもの

(一) ルビジウムを用いたもの

(二) 三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇

〇〇億分の一未満のもの

(三) 消費電力が一ワット未満のもの

十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するも

を超える周波数で信号の直接処理ができるもの
八 (略)

四〇十五 (略)

十六 原子周波数標準器(ルビジウムを用いた周波数標準器であつて、宇宙用に設計していないものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

ロ 宇宙用に設計したものの

(新設)

十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するも

の

(一)・(二) (略)

(三) マスク、半導体素子又は集積回路の製造をする
ことができるように設計した直接描画方式の装置で
あつて、電子ビーム、イオンビーム又はレーザー光
を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの
1～3 (略)

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
れを塗布した基板

イニ (略)

ホ 第十七号へ(二)に該当するインプリントリソグラフィ
装置に使用するように設計又は最適化したレジストであつ
て、熱可塑性又は光硬化性のもの

二十・二十一 (略)

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒
化アルミニウムガリウムの基板(炭化けい素、窒化ガリウム
、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板で
あつて、これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層
以上有するものを含む。)又はインゴット、プール若しくは
その他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気
抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

の

(一)・(二) (略)

(三) マスク、半導体素子又は集積回路の製造をする
ことができるように設計した装置であつて、電子ビ
ーム、イオンビーム又はレーザー光を用いた装置の
うち、次のいずれかに該当するもの
1～3 (略)

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそ
れを塗布した基板

イニ (略)

(新設)

二十・二十一 (略)

二十二 炭化けい素ウエハーであつて、電気抵抗率が一〇、〇
〇〇オームセンチメートルを超えるもの

第七条 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 水中で使用することができるよう設計した通信装置であつて、次のいずれかに該当するもの(有線で結ばれていないものに限る。)

(一)～(三) (略)

(四) レーザー発振器又は発光ダイオードを使用したものであつて、これらの出力波長が四〇〇ナノメートル超七〇〇ナノメートル未満であり、かつ、ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの

三～五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、移動通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ・ロ (略)

五の四～八 (略)

第七条 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする

一 (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 水中で使用することができるよう設計した通信装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三) (略)

(新設)

三～五の二 (略)

五の三 通信妨害装置であつて、セルラー移動通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ・ロ (略)

五の四～八 (略)

九 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のヘからヲまでのいずれか又は第三条第十九号八（二）２又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はその部分品

イ ホ（略）

ヘ ICカードであつて、その暗号機能が次のトからヲまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの又は広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によつて変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報保護に限定して使用するように設計したもの

ト リ（略）

又 民生用の携帯用電話機端末又は移動用電話機端末であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一） 他の電話機端末その他の装置（無線アクセスネットワーク装置を除く。）に暗号化されたデータを直接送信することができないもの

（二） 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの

ヲ ル（略）

民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は同等の無線機端末であつて、次の（一）から（三）までのすべてに該当するものうち、特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの（暗号機能を変更していないものに限る。）

（一） 既に公開又は市販されている暗号標準（無断の複

九 暗号装置であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のヘからルまでのいずれか又は第三条第十九号八（二）２又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はその部分品

イ ホ（略）

ヘ ICカードであつて、その暗号機能が次のトからルまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの又は広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によつて変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報保護に限定して使用するように設計したもの

ト リ（略）

又 民生用の携帯用電話機端末又は移動用電話機端末であつて、電話機端末間での暗号化機能を有しないもの

ル（略）

（新設）

製を防止するためのものであつて、公開されていないものを含む。)に準拠したものを

(二) 暗号機能が使用者によつて変更できないもの

(三) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

十 十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 船舶用の対地速力の測定装置(音波を利用したものに限り、)であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの(水上船に取り付けるように特に設計したもの又は次の八に掲げるものを除く。)

イ 相関速度ログを用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 水底から五〇メートルを超える位置で測定を行うことができるように設計したもの

(二) 速力の精度が速力の一パーセント未満のもの
ロ ドップラー速度ログを用いたものであつて、速力の精度が速力の一パーセント未満のもの

ハ 音響測深器であつて、水深の測定、水底若しくは水中に存在する物体までの距離の測定又は魚群探知以外の用に供することができないもの

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当す

十 十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 船舶用の対地速力の測定装置(音波を利用したものに限り、)であつて、相関技術を用いたもののうち、水底から五〇メートルを超える位置で測定を行うことができるように設計したもの

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当す

るもの
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ イメージ増強管であつて、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であつて、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であつて隣接する2の陽極の中心間の距離が五〇〇マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)

(一) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 電子イメージの増倍機能を有するものであつて、次のいずれかを用いたもの

一 マイクロチャンネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

二 電子検出素子であつて、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

3 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの
一 主材料にマルチアルカリを用いたものであつて、

るもの
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(二) 隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のマイクロチャンネルプレートを用いるもの

(三) 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの

1 主材料にマルチアルカリを用いたものであつて、ルーメン感度が七〇〇マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの

2 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いたもの

3 主材料に V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は化インジウムガリウムを除く。)を用いたもの(最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。)

ルーメン感度が七〇〇マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの

二 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いたもの

三 主材料に V 族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。）を用いたもの（最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。）

(二) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 一、〇五〇ナノメートル超一、八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 電子イメージの増倍機能を有するものであつて、次のいずれかを用いたもの

一 マイクロチャンネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

二 電子検出素子であつて、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

3 主材料に V 族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。）を用いた光電陰極（最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。）又は遷移電子光電陰極を有するもの

八 イメージ増強管又はその部分品であつて、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であつて、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であつて隣接する2の陽極の中心間の距離が五〇〇マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)

(一) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 電子イメージの増倍機能を有するものであつて、次のいずれかを用いたもの

一 マイクロチャネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

二 電子検出素子であつて、マイクロチャネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

3 主材料にマルチアルカリを用いた光電陰極を有するものであつて、当該光電陰極のルーメン感度が三五〇マイクロアンペア毎ルーメン超七〇〇マイクロアンペア毎ルーメン以下のもの

(二) イメージ増強管の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

1 マイクロチャネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメー

八 イメージ増強管(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) イメージ増強管であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のマイクロチャネルプレートを用いるもの

3 主材料にマルチアルカリを用いた光電陰極を有するものであつて、当該光電陰極のルーメン感度が三五〇マイクロアンペア毎ルーメン超七〇〇マイクロアンペア毎ルーメン以下のもの

(二) イメージ増強管の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

1 マイクロチャネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

2 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極

3 主材料に V 族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。)を用いた光電陰極(最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。)

トル以下のもの

2 電子検出素子であつて、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

3 主材料に V 族化合物半導体（砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。）を用いた光電陰極（四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有する光電陰極であつて最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット以下のもの又は一、〇五〇ナノメートル超一、八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有する光電陰極であつて最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。）又は遷移電子光電陰極

二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（要素素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）

（一） 次のいずれかに該当するもの

1 熱型でないフォーカルプレーンアレイであつて、次のいずれかに該当するもの

一 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナ

二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）

（一） 次のいずれかに該当するもの

1 熱型でないフォーカルプレーンアレイ（ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

一 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナ

ノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

二 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇

〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

三 (略)

四 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、要素素子の数が三二以下のものを除く。)

イ・ロ (略)

五 (略)

六 要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、七六〇ナノメートルを超える波

ノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

二 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇

〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

イ 応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

三 (略)

四 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

五 (略)

(新設)

長における最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

□ 要素素子の数が三二を超えるもの

2 (略)

(二) (略)

1 } 10 (略)

11| 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、要素素子の数が四、〇九六以下のもの

12| 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、一方方向の最大の要素素子の数が四、〇九六以下であり、かつ、すべての要素素子の数が二五〇〇〇以下のもの

ホ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの（要素素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸ニグリスン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）のうち、二に該当するもの以外のもの

(一) 熱型でないフォークルプレーンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

2 (略)

(二) (略)

1 } 10 (略)

(新設)

(新設)

ホ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの（素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸ニグリスン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふつ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）のうち二に該当するもの以外のもの

(一) 熱型でないフォークルプレーンアレー（ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 | 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 | 応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの
 - 二 | 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの
- 2 | 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 | 応答時定数が九五ナノ秒以下のもの
 - 二 | 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの
- 3 | (略)
- 4 | 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであつて、要素素子の数が三二以下のものを除く。)
 - 一・二 | (略)
- 5 | (略)
- 6 | 要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次の一及び二に該当するもの
 - 一 | 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、七六〇ナノメートルを超える波長に

- 1 | 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの
- 2 | 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が九五ナノ秒以下のもの
- 3 | (略)
- 4 | 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの
 - 一・二 | (略)
- 5 | (新設)
(略)

おける最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワット
を超えるもの

二 要素素子の数が三二を超えるもの

(一) (略)

へ (略)

四 (略)

五 光検出器を用いた装置であつて、直視型のもののうち、次のいずれかに該当するもの（医療用装置であつて、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。）

イ 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの

(一) (略)

(二) 第三号ホ又は同号へに該当するフォーカルプレー

ンアレー

(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光

検出器

ロ (略)

六・七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

イ 次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

へ (略)

四 (略)

五 光検出器を用いた装置であつて、直視型のもののうち、次のいずれかに該当するもの（医療用装置であつて、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。）

イ 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの

(一) (略)

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレー

(新設)

ロ (略)

六・七 (略)

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第十一条に該当するものを除く。）

イ 次のいずれかに該当するもの

- (一) (略)
- (二) 第三号ホ又は同号へに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの

(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの

ロ (略)

九十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする

一 加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの又はその
部分品

イ 直線加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒を超える直線加速

度で使用することができるように設計したものであつ

て、次の1及び2に該当するもの

1・2 (略)

(三) (略)

ロ (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用するこ
とができるように設計したものであつて、九・八メートル
毎秒毎秒の状態におけるバイアスの安定性が一月間で一
時間当たり〇・五度未満のもの

- (一) (略)
- (二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを
組み込んだもの

(新設)

ロ (略)

九十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする

一 加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの又はその
部分品

イ 直線加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒を超える直線加速

度で使用することができるように設計したものであつ

て、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

(三) (略)

ロ (略)

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用するこ
とができるように設計したものであつて、九・八メートル
毎秒毎秒の状態におけるドリフトレートの安定性が一月
間で一時間当たり〇・五度未満のもの

ロ (略)

八 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) バイアスの安定性が、九・八メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

(二) (略)

二 (略)

三 航空機用、陸上用、船舶用若しくは宇宙用の慣性航法装置

(ジンバル方式又はストラップダウン方式のものに限る。)

若しくは航行、姿勢検知、誘導若しくは制御用の慣性装置であつて、次のいずれかに該当するもの(本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関により、民間航空機用であることを認定されたものを除く。)又はこれらの部分品

三の二 航行、姿勢検知、誘導若しくは制御のための全地球的

衛星航法装置若しくはデータベース参照航法装置(以下この

条において「特定航法装置」という。)を内蔵しているハイ

ブリッド慣性航法装置であつて、ノーマルアライメント後

における特定航法装置からのデータの喪失後の平均誤差半径が

四分間につき一〇メートル未満のもの又はその部分品

三の三 機首(船首)方向若しくは真北方向を示す慣性計測装

置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分

品

イ 機首(船首)方向又は真北方向を示す誤差の実効値が〇

・七度を測定地点の緯度の余弦で除したもので以下又は緯

ロ (略)

八 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) ドリフトレートの安定性が、九・八メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

(二) (略)

二 (略)

三 航空機用、陸上用、船舶用若しくは宇宙用の慣性航法装置

(ジンバル方式又はストラップダウン方式のものに限る。)

若しくは姿勢検知、誘導若しくは制御用の慣性装置であつて、次のいずれかに該当するもの(本邦又は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関により、民間航空機用であることを認定されたものを除く。)又はこれらの部分品

三の二 姿勢検知、誘導若しくは制御のための全地球的衛星航

法装置若しくはデータベース参照航法装置(以下この条にお

いて「特定航法装置」という。)を内蔵しているハイブリッ

ド慣性航法装置であつて、ノーマルアライメント後における

特定航法装置からのデータの喪失後の平均誤差半径が四分間

につき一〇メートル未満のもの又はその部分品

三の三 進行方向、機首(船首)方向若しくは真北方向を示す

慣性装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれら

の部分品

イ 緯度四五度の地点において、進行方向、機首(船首)方

向若しくは真北方向を示す誤差の実効値が六分以下のもの

度四十五度の地点において六分以下のもの（慣性装置を含むセオドライトであつて、民生用途のために設計したものを除く。）

□（略）

三の四、九（略）

第十一条（略）

第十二条 輸出令別表一の二三の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする

一、十（略）

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 慣性航法装置による自動操縦等により、自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの

（二）（略）

ロ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）（略）

（四） 無人航空機を一五、二四〇メートルの高度を超えて飛行させることができるように設計又は改造された空気吸入式のレシプロエンジン又は内燃式のロータリーエンジン

（慣性装置を含むセオドライトであつて、民生用途のために設計したものを除く。）

□（略）

三の四、九（略）

第十一条（略）

第十二条 輸出令別表一の二三の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする

一、十（略）

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 慣性航法装置による自動操縦等により、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの

（二）（略）

ロ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）（略）

（新設）

十一～二十 (略)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 輸出令別表第一の一四の項(十)の経済産業省令で定める仕様のものは、簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

- 一 遠隔操作が可能な車両であるもの
- 二 投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 (略)

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ えい航ハイドロホンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(五) (略)

(六) 削除

十一～二十 (略)

第十三条 (略)

2～8 (略)

(新設)

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 (略)

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ えい航ハイドロホンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)～(五) (略)

(六) ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるものであつて、三五メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの又は三五メートルを超える水深で使用することができるように調整若しくは取り外しをすることができる水深測定装置を有するもの

(七) (略)
八〇へ (略)

七 宇宙用に設計した固体の光検出器であつて、一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

八〇十一 (略)

第十五条 第十八条 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四 (略)

五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十二号までのいずれかに該当するものを除く)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

二〇五 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

二 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 (略)

(七) (略)
八〇へ (略)

七 宇宙用に設計した固体の光検出器(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く)であつて、一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

八〇十一 (略)

第十五条 第十八条 (略)

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四 (略)

五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十一号までのいずれかに該当するものを除く)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

二〇五 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

二 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十三 (略)

十四 伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）であつて、スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）の設計に係るもの

十五（略）

第二十二條～第二十四條（略）

第二十五條（略）

2（略）

3 外為令別表の一三の項（三）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする

一（略）

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ・ロ（略）

ハ 無冷却式のブレード、ベーン、チップシュラウド又はその他の部分品であつて、一、〇五〇度以上のガス流路よどみ点温度（定常状態において海水面から離陸する場合の温度をいう。以下本号において同じ。）で使用することができるもの

ニ 冷却式のブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一、三七〇度以上のガス流路よどみ点温度で使用することができるもの（第二十七條第六項第一号に該当するものを除く。）

十四 スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いた伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）

十五（略）

第二十二條～第二十四條（略）

第二十五條（略）

2（略）

3 外為令別表の一三の項（三）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする

一（略）

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ・ロ（略）

ハ 無冷却式のブレード、ベーン、チップシュラウド又はその他の部分品であつて、一、〇五〇度以上のガス流路温度で使用することができるもの

ニ 冷却式のブレード、ベーン又はチップシュラウドであつて、一、三七〇度以上のガス流路温度で使用することができるもの（第二十七條第六項第一号に該当するものを除く。）

ホヽル (略)

4・5 (略)

第二十六条}第二十八条 (略)

ホヽル (略)

4・5 (略)

第二十六条}第二十八条 (略)